

松戸市議会放射能対策協議会 会議記録

- 1 日 時 平成26年8月8日(金)午後1時15分開会
- 2 場 所 第二委員会室
- 3 出席委員 議長 小沢 暁 民(欠席)
副議長 山口 栄 作
委員 原 裕 二
委員 宇津野 史 行
委員 木 村 みね子
委員 城 所 正 美
委員 二階堂 剛
委員 末 松 裕 人
- 4 出席事務局職員 事務局 長 染 谷 稔
議事調査課 長 岡 田 道 芳
議事調査課 長 補 佐 池 田 俊 彦
議事調査課 主任 主 事 日 野 裕 介
- 5 会議に付した事件 (1) 平成25年度東京電力(株)に対する原子力損害賠償請求
について
(2) 健康管理対策会議からの報告
・甲状腺超音波検査の受付状況について
(3) 焼却灰対策会議からの報告
・クリーンセンター焼却灰の状況等について
・放射能対策の追加的経費について
・手賀沼終末処理場の下水道汚泥焼却灰の現状について
(4) その他
- 6 会議の経過及び概要 委員長開議宣告
議 事
傍 聴 議 員 山中啓之議員 中田京議員
傍 聴 なし

山口栄作副議長

これより松戸市議会放射能対策協議会を開催いたします。

なお、本日は議長が欠席のため、副議長の私が議事を進行いたします。よろしくお願いたします。

環境部長より御挨拶をお願いいたします。

環境部長

本日は、松戸市議会放射能対策協議会を開催していただきましてありがとうございます。また、日ごろより放射能対策に御理解、御協力を賜り、この場をかりてお礼申し上げます。

さて、本市の放射能対策につきましては、学校給食を始めとした食品対策につきましては依然として基準値を下回っており、安心が保たれております。

また、空間放射線量につきましても、計画除染が終了した後においても上昇した事案がないことから、低減化した空間放射線量が保たれているものと感じております。

しかしながら、汚染焼却灰の保管や健康対策が残っていることを課題として認識しておりますので、今後も国などの動向を注視しながら引き続き取り組んでまいります。

本日は、東京電力への賠償請求、甲状腺検査の受け付け状況、焼却灰対策の現状につきまして御報告させていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

山口栄作副議長

どうもありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

(1) 平成25年度東京電力(株)に対する原子力損害賠償請求について

山口栄作副議長

まず、(1)平成25年度東京電力(株)に対する原子力損害賠償請求についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

放射能対策課長

平成25年度分東京電力に対する原子力損害賠償請求について、資料1-1により御説明いたします。

本請求は、本市が放射能対策に要した経費から国の補助金等で措置されなかった残りの費用について全額請求するものです。今回は平成23年度分、24年度分に続きまして、3度目の請求となります。この25年度分請求を26年7月8日に行いました。請求金額は、記の1に記載しております5億8,149万2,908円でございます。内訳につきましては記載のとおりです。文章の中段やや下に記載しておりますが、本請求に対する今後の対応等については7月31日までに回答することを求めました。

続きまして、資料を1枚めくっていただきまして、資料1-2でございます。

ただいまの請求に対する回答が7月30日にありました。内容の主な点といたしましては、文章中の中段やや下、「貴市に大変なご迷惑をおかけしておりますことを十分に認識し、一律的な判断をすることなく、これまで以上に貴市が被られた損害の内容やご負担された内容等を詳しくお伺いさせていただきたく存じます。」といった文言が新たに入りまして、これに基づき今後、本市ではさらに具体的に請求を行っていくことを考えております。

さらに1枚めくっていただきまして、資料1-3でございます。

こちらは請求の次の手といたしまして、東京電力への質問状の提出を予定しております。その本市の質問内容でございます。(1)から(5)につきましては、これまで請求してきたにもかかわらず、東京電力が支払いの態度を示さなかった項目についての質問でございます。(6)につきましては、原子力損害賠償の基本的考え方ということで、国会事故調査委員会でも断定している「自然災害ではなく人災」といったことを認識しているかなど、姿勢についての質問でございます。質問状につきましては県内他市でも提出が予定されており、千葉県に各市の質問が集まり次第、千葉県がまとめて提出に行く予定と伺っております。

【質疑なし】

(2) 健康管理対策会議からの報告

- ・甲状腺超音波検査の受付状況について

山口栄作副議長

次に、(2) 健康管理対策会議からの報告、甲状腺超音波検査の受付状況についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

健康推進課長

それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと存じます。

資料の2-1をご覧くださいよろしいでしょうか。

甲状腺超音波検査につきましては、皆様御案内のとおり、6月1日から事業を開催させていただいたところでございます。その現在の状況でございますが、まず1の検査日及び検査可能人数でございます。これにつきましては、当初6月から1年間10か月で月8人ということで80人を想定しておったんですが、申し込みされる方から、どうしてもやはり夏休みですね、子どもの空いている夏休みに何とか枠を増やせないかということで話等々ございまして、3日間夏休み期間中を後で追加させていただいております。それで3日間分12人増えまして、受け入れ可能人数は92人となっております。

次に、2番の受付人数でございます。これについては6月1日が日曜でございましたので、6月2日から実質は受け付けをしてございます。6月17日になりますと、既にこの時点でもう92人枠がいっぱいになりまして、それ以降につきましては仮予約という形で、現段階で63名の方が仮予約という形をとらせていただいております。

次に3番といたしまして、受付人数の年齢区分でございます。やはりご覧のとおり、小さい子どものほうが多いという傾向がございます。男女比につきましては女性のほうが若干多いと。

次に4番といたしまして、検査結果なんですが、A1所見なしが1名、A2として所見あり、経過観察不要が7名という状況でございます。基本的にA1、A2につきましては、医学的見地から言えば健康に影響はないというのが一般的な見解でございます。通常ですと、福島県とかほかのところで行われた傾向によりますと、A1、A2で大体99%ぐらいがこの中に入ると。それ以外の方がB、Cで、経過観察、専門医に紹介するのが、この辺が1%行くか行かないかというのが今までの調査の結果のようでございます。さらに、今申し上げました63名につきましては、市立病院にもう少し受け入れ人数を増やせないかという一応協議をさせていただいてはいるんですが、現状から見て小児科の医師は忙しいので、なかなかその辺の人数拡充というのは市立病院としては、現場としては難しいという御意見をいただいております。そのことを踏まえまして、現在私どものほうでは、かといって希望される方が受けられないと

いう状況は避けたいと考えておりました、現在市内のある医療機関、具体的には病院なんです、そちらと甲状腺エコー検査の検査ができないかということで調整はさせていただいてございます。私どもの感覚では何とか受け入れは可能だろうという御意見はいただいていますので、今のところまだその辺の調整を図っているところでございますので、それがもし決まればこの残りの方については御連絡を差し上げて受診をしていただくというような運びになろうかと存じます。

以上が甲状腺検査の受け付け状況の報告でございます。

次に、めくっていただきまして、資料の2-2をよろしいでしょうか。

これにつきましては、今の検査状況を踏まえまして記載されているとおり、子どもを内部被曝させないための市民と議員の会の皆様から要望書を実は7月9日、市長宛てに要望がございました。当日は、市長と私と担当の保健師3名で立ち会いをさせていただいてございます。

要望内容につきましては、大きく3点ございました。記載のとおり、1として、来年度以降の事業を継続すること。2といたしまして、市立病院の負担軽減に配慮しつつ、受け入れ体制の充実を図ること。3といたしまして、検査対象の市民に対する広報の拡充を図ること。以上3点要望がありまして、当日、市長のほうから簡単にお答えをさせていただいたということでございます。

【質 疑】

宇津野史行委員

この甲状腺エコー検査については、私も子どもを受けさせました。7月10日だったと思うんですけども。非常に市民の不安軽減を図るという目的で今回制度化されたわけですが、率直に言って不安軽減ができたと思っています。よかったなと思う。自分でも冷静に受け止めているつもりで、そんなに何かもう一刻も早く松戸市から出なきゃいけないような、そういう意識は持っていなかったの、どれだけ受けてみて不安軽減されるんだろうなというふうに思っていたんですが、現状に問題がない——何も未来が保証されたわけでも何でもないんですけど、現状特に問題がないんだというふうに聞くことによる安心感というのは思いのほかでした。ですから、非常に不安軽減につながった制度だなというふうに感じております。

それが故に、この155人という仮予約も含めた予約者、皆さんが受けていただきたいなというふうに思っているわけなんです、先ほど御説明があった資料の2ページ目の申し入れの文書の中に、来年度以降の継続をとということと、それから、市立病院の負担軽減に配慮しつつ、受け入れ体制の充実をとということと、それから、検査対象の市民に対する広報の充実をとということ、今回、我々も含めてですけど、掲げさせていただいて。2に関しては、受け入れ体制の充実という点で、ほかの医療機関に打診をされているということは非常に前向きな変化だなというふうに思っているんですが、そうやってきますと例えば1に関して、市立病院以外でもほかの病院が仮に受

けてくれることになれば、この1番の来年度以降の事業を継続ということも見えてくるのかなと。また、今までは枠が非常に狭い枠の中で、何とか広げて92人という枠を広げることができるのであれば、3番の市民に対する広報という点も拡充ができるのではないだろうかというふうに考えているところなんです、その点についてもしお考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思っています。

健康推進課長

まず、1の来年度以降の事業を継続することにつきましては、当日、市長のほうからもお話があったかと思うんですが、今後の申し込み状況や市民の方の反応などを見て適正に対応していくというようなお答えをさせていただいたと私は記憶しております。

2の体制は、前も説明させていただいたんですが、なかなか市立病院は、現在診ている先生が専門の一人の小児科の医師なので、この医師にかなり負担が今かかっているような現状でございますので、その辺を市立病院として、組織として何とかいろいろなスタッフをつけて、医師の負担を軽減しつつ、この枠を拡充してもらえないかということで私どものほうも一応協議はさせているんですが、なかなか現場としては現状が診療体制に影響を及ぼす懸念があるから難しいということで、現段階ではこの拡充についてはかなり難しいと私どもでは考えてございます。

次に3番なんです、その中で現在この受け入れがなかなか全員の方はすぐできないという状況の中、今急に広報を広く学校にチラシを配ったり、そこまではちょっと現状では無理かなと思っています。ただ、実は9月に広報まつどにおいて、放射能対策の特集記事を組む予定でございます。その中で市としてやっている取り組み、健康相談、ホールボディ、あるいは今回の甲状腺エコー検査についても助成しているということで掲載させていただく予定でございます。

宇津野史行委員

ありがとうございました。来年度以降の事業継続に関してなんですが、例えば、今既に92人の枠が埋まって、仮予約がさらに60人ぐらいプラスされているわけですが、仮に今後新しい医療機関が受け入れてくれるか、くれないかという問題もあるとしても、単年度で当初終わる予定だったものが来年度以降にこの予約者は全員受けてもらうとなれば、少なくともその分来年度以降も継続せざるを得ないようになってくると思うんですが、予約をした方はそういった単年度におさまらない部分、次年度以降にずれ込む部分があったとしても、予約いただいた方は全員受けていただけるようにするというところでお考えなのかということをお聞かせいただきたいということ。

それから、この2番の市立病院の負担軽減に配慮しつつ、市立病院での受け入れ体制の拡充というだけにとどまらず、ほかの病院がということであれば、十分受け入れ体制という点では市民的には確立されてくるかと思うので、引き続き別の病院との連携というところは図っていただきたいんですが、一方で9月に特集号が仮に組まれる

として、放射能対策の件、この甲状腺エコー検査も記事が掲載されるとするならば、新たな病院の受け入れ体制の確立というのはどのあたりをめどに結論が出ていくようなことでお考えなのか。例えば、特集号が出るまでの間にはもうできれば枠を確保したいということなのか、それとも年内いっぱいぐらいとか、来年度以降ぐらいから始めたいとか、そういうふうにお考えなのか、どのあたりのスケジュールが頭にあるのかなというふうに考えて、聞きたいと思っています。

3番は、今と関連することなので。伺いたいと思います。お願いします。

健康推進課長

63名あるいは今後來られた方について、もし今年度できないのであればというお話だと思いますが、私どもとしては今の段階で63名であれば何とか新しい医療機関でできるかなと想定はしてございますが、ただ、来られた方の中には市立病院だから受けたいという方もいらっしゃいますので、その方についてはある程度御希望を聞いたほうがいいのかと思っています。そういう意味では、できれば来年度にずれ込む可能性のほうが大きいかなという気はしています。ただ、それはあくまでも市立病院のほうでその受け入れ体制を来年度とってくれるかどうかというのが最大の課題でございますので、私どもとしては市立病院とその辺を協議は重ねているんですが、まだ市立病院ではその辺の結論をもうちょっと時間をくれということで話は聞いていますので、その辺の状況次第になろうかと考えています。

あと、やっていただく医療機関にいつごろ決定するかということ。

宇津野史行委員

そうですね。大体でいいですが。

健康推進課長

今、私どもは医療機関の担当の方と話をさせていただいている中では、できれば9月中旬、遅くても10月からはこの残りの方たちを受診していただける体制をとっていけるんじゃないかというところまでは来ています。

宇津野史行委員

かなり具体的になっていますね、これ。

健康推進課長

ただ、これはまだ医療機関も言えないんですけど、基本的には大丈夫かなと思ってはいますが、100%はないので、この場ではちょっと断言はできないんですけど、恐らく可能であろうと判断しています。

宇津野史行委員

ありがとうございました。冒頭に私が申し上げたとおり、思った以上に深い不安解消ができたものですから、これはよかったなと思っているんですが、受けられた方は例えばどういった感想をお持ちなのかというのはお聞きになっているのかということと、それから、逆に予約をされる方々とお話しする機会があるとすれば、どういったお話があったのかということをお聞きいただければなというふうに思っております。それをちょっと聞かせてください。

健康推進課長

まず、申し込みに来られた方は、やはり心配な方というのが当初は数が多かったんですが、だんだん日がたつにつれて来られる方は、そんなに不安ではないんだけど、やはり受けたほうが安心できるかなという方が後半は確かに増えている、当たり前と言えば当たり前ですが、そういう傾向がございます。あと、受けた方については、当初うちのスタッフがお伺いして、受診された方に聞いたんですが、その範囲では、皆さんとても不安解消になったという意見がほとんどでした。それと、さっきのもそうなんですけど、また来年度ももし事業を実施することになりますと、当然その予算等もありますので、その節にはまた提案で説明させていただく機会があるかと存じますので。今この段階で私がやるなと言うとまた怒られてしまいますので、よろしくお願ひします。

宇津野史行委員

今回、110人分の予算、三十何万円という予算でしたけれども、予算に対する効果というのが非常に高いなというふうに感じています。なおかつ、今、福島県でさまざまな検査をやる中で、甲状腺がんの疑い例も含めて89人だなんというのは、これは5月の段階の話ですけどね。ただ、これは今回の事故による影響かどうかというのは否定的な見方だと思うんです。従来から話があったとおり、こういった事故の影響でもし甲状腺異常が出るならば、事故後3年、4年たってから出てくるんだと。逆に言えば、まさにこれからそういったものが出てくるとすれば出てくるであろうと。松戸市はそれほど大きな問題にならないと私自身も考えていますけれども、だったらばようやくこれからの制度なんだろうなというふうに思っているんで、予算の枠が先ほど申し上げたとおり、110人分で三十何万円という話で非常に効果が高い。市民の方々に認知が広がれば、不安を解消ということにもどんどんつながっていくなというふうに考えています。ですので、来年度以降もぜひ継続していただきたいなというふうに考えています。

城所正美委員

9月に放射能対策の広報をするということでもありますけども、この検査結果も広報の中に一応載せるんですかね。

健康推進課長

実は、今日の段階でお示ししているのは8人なんですけど、私どもは一般的にホームページとか広報するのは3か月たってからさせていただこうかと考えています。というのは、あんまり人数が少ないので特定されるということで、この辺は個人情報の関連で、例えば今回、A1とA2は1と7なので、1人がもしA1という方がいれば残りはそうだとするので、個人が特定される可能性があるので、一般的な広報については3か月まとめた段階で出させていただこうと考えていますので、9月の段階でその結果を載せるという予定は今のところまだございません。

城所正美委員

人数の形なんですけども、このA1とA2で所見なしと所見ありとで、先ほどこのA1、A2というのは健康に影響ないというようなあれなんですけど、この辺もうちよっとわかりやすく、差が出ると関心があるとか何かこういう形になるので、この辺の表現もちょっと気をつけて、広報するときにはしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

二階堂剛委員

検査した結果を市立病院として記録として残す場合、一般的に病院で検査をするとカルテで保存されると思うんですけど、仮に今回やった甲状腺のものも当然その病院の記録として保管されるのかどうかというのが一つ。それからもう一つは、いろいろほかの話を聞くと、やっぱり時間がたってから発症していくというのが多く見られるという話も聞くものですから、今、大体3年ぐらいですけど、そういう意味では、これから継続していくということもあるんですけど、仮に1回受けた方が5年後とか亡くなった場合に、もう一度診てほしいとかそういう、あるいはその後にもう一回診てほしいという人が出る可能性もあるので、その辺の、今年度だけじゃなくて、さっき宇津野史行委員がおっしゃったように、ある程度5年なりとか長期的な取り組みをしていかないと。確かに一時的な市民の不安解消にはなるかもしれませんが、本来のしっかりした検査をやっていく場合に、東京電力の被害の問題もだんだん——最初、格納容器の中に入っているという話が、今回、ちょっと前に出た新聞だと、格納容器を溶かして、下のコンクリートも溶かして、その下の鉄板まで行っているんじゃないかということで、燃料棒の取り出しがますます困難になっているということがだんだん明らかになっているように、当初の話とどんどん事故のひどさとか、原子炉の傷みぐあいとか、そういうのが後になってわかってくる状況にどんどんなると、逆に、本当に今までの東京電力の出していた情報が十分なのかどうかと、そこまでみんな疑いたくなくなる場面も出てくるので、もう少しその辺を継続的にやっぱり取り組んでいかないと、1回やっただけではこれが大丈夫だという——宇津野史行委員は多少安心感がとれたというお話もありましたけども、我々とするとも最近の東京電力の情報を見ると、汚染水もどんどん垂れ流しているとかいろいろ、止めようが

ないとかいろんな問題がどんどん出てくると、どうなのかなという、そういう不安がますます増すんですけど、そういうことから考えるともう少し長期的にこういう取り組みをしたほうが良いと思うんですけど、その辺はどう考えるのか。その2点だけ。

健康推進課長

まず、そのデータがいつまで保管できるかということで、基本的にはカルテになるので、病院としては多分5年ということになろうかと思います。あと、その辺のもう少し長いスタンスでやるという話なんですけど、多分今、市がやっているこの辺のデータだと100人程度、福島県あたりでも何千人程度なので、これを将来データの的にどうだと評価するというのは数から見ても多分無理ですし、そういう医療機関でないとそういう判断は多分できないと思います。将来的に例えば放射能の影響があった云々という話ですよ。多分それというのはそれなりの国とか、それ以上の高度の医療機関でないと、多分そういう分析というのはできないので、市のほうのデータが、数からしても少ないし、もしそういうことであればそういう取り組みを国レベルで、少なくともこのホットスポット、地域で広域的にやるとか、そういう取り組みをしないと、将来、放射能の影響があった云々というのは非常に市レベルでやるのは難しいと私どもは考えています。

二階堂剛委員

確かに一自治体で専門的にその影響のものをするというのは難しいかもしれませんが、ある意味では松戸市や茨城県内の自治体で少しずつやるところが増えてくることによって、県あるいは国というふうにだんだん動く可能性もあるので、またさっき言ったように、今までの東京電力の報告と違うことがどんどん逆に時間がたてばたつほど明らかになっていることが増えているので、そういう意味では意外と結構ひょっとしたらという、逆に言うと心配もありますので、できれば継続的にこれからもそういう不安の声が出てきた場合に受け入れられるようにできるだけ、そういう意味では長期的に今後取り組んでほしいという申し出の中の一つに入っているんで、ぜひ、これは要望になっちゃうんですけど、お願いするように、来年度以降も継続してやっていただくようにこれはお願いしておきます。

原裕二委員

まず、先ほど9月でしたか、広報でこのエコー検査をやっていますよということで、それを詳しく載けるといふふうにお聞きしたんですけども、今のこの状況、要は検査可能人数とそれから受付の人数で、受付の人数のほうが上回っている状況の中で、その検査についてやっていますよということを広報すれば、当然さらにまた人が検査したいということで申し込みを行ってくるのではないかといふふうには想像できるんですね。その場合、ベストなのは、当然受け入れ人数の拡充をして、なおかつ広報していくというのが、セット物でやっていくのがベストだと思うんですけども、その辺の

対策というか、広報した場合にさらに申し込み人数が増えることが予想されているのではないかと思っているんです。その辺についてどうお考えなんですか。

健康推進課長

今、新たな医療機関と話している中では、現状として今のところ63名。今後、当然この数というのは増えていく。80名か100名かちょっと私どもはわからないですけど、それでも何とかやっていただけるということで話はしています。それがもし無理であれば、先ほど宇津野史行委員がおっしゃったように、来年度以降やっていただくという選択肢も出てこようかと思います。それで、中にはどうしても市立病院という方がいれば、さっきも言ったとおり、それは市立病院にもう一回協議させていただいて、来年度以降やっていただけないかということで相談をしていくということなんですけど。少なくとも希望される方については、何としても私どもとしては受診していただきたいという思いでございます。

原裕二委員

ありがとうございました。ほかの病院でどうやらやれそうだと、その自信があるのかなと、だからこそ広報していくのかなという気がしたんですけども。一つの手としては、その予定人数、申し込みの人数がオーバーしてしまうことを抑制するためにも、先ほど検査結果を載せないというふうにおっしゃったんですけども、あえてこの検査結果——確かに6月ですと8人しか受診していませんけども、9月ですので、例えば7月分、終わっている分、これは12人いらっしゃるわけですよね、7月は恐らく。ではないですか。そうですね。そうすると20人ぐらいになるので、そちらの7月の検査結果がわかりませんが、想像すれば恐らく健康に影響なしというような結果が出ているのではないかなというふうに思いますので、これを一緒に載つけたほうがかえって安心感があって、それほどの予定の申し込みの人数が来ないんじゃないかなという気もするんですけども。（「それじゃだめだ」と呼ぶ者あり）だめなんですか。検査結果を要は載つけたほうがかえっていいんじゃないかなと思うんですけども。しかも7月分を入れればそんなに個人が特定されないんじゃないかなというふうに思いますけども。

健康推進課長

検査結果の話なんですけど、公表はします。さっき言ったのは、特定されるのである程度数がまとまらなきゃいけないということです。そういう意味で3か月分を載せていただくと。ですから、6月、7月、8月ですよね。場合によってはホームページ等々で9月の頭には載つけられるかもしれない。ただ、9月15日の広報については紙面の問題とかいろいろあって、ここにはちょっと難しいかなと考えています。できれば3か月程度です。これはちょっと情報公開担当室とも相談させていただきまして、3か月相当の人数をやった段階がいいだろうということで、それで3か月とい

うことでやっていますので、できれば3か月まとめた段階でやらせていただきたいという、今のところそういう考えでございます。ただ、9月にはホームページでは一定の結果を公表できると思っています。

原裕二委員

その検査結果なんですけど、所見なしと所見ありのA1とA2なんですけど、これ具体的に何がちょっと違うんですか。

健康推進課長

A1は基本的に所見なしなので、何もないきれいな状態ですね。A2というのは、甲状腺は4割、5割の方というのは必ず結節、しこりとか、半分ぐらいの人は必ずあるんです。ですから、統計でいくとA1、5割、A2、5割、B、Cでさっき言った1%、大体そういう割合で出てくる。必ず半分の方がいるんですね、嚢胞とか、その所見が必ず半分の方は。そういう意味。それで、一般的、医学的に言うと、そのA2までは医学的には何も心配ないよと。その大きさによって今度はBに行くと。それで、ある程度その大きさが何ミリと基準があって、それを超えると、念のために来年もう一回、経過観察したほうがいいねということなんです。ただ、その方についてもB、Cで、その方は1%ぐらいしかいない。統計上、大体その辺だと。福島県とか、ほかのところで行っているのはそのような結果になっていました。

原裕二委員

わかりました。ありがとうございました。

宇津野史行委員

今、ちょうどその話が出たので、これはぜひA1、A2、B、Cの話。A1は何もないよと。A2は5ミリ以下の結節と20ミリ以下の嚢胞だという話。それで、Bは逆に言えば5ミリ以上の結節と20ミリ以上の嚢胞だと。今回、息子の甲状腺を見た際に、大きさもはかってもらったんですね。そうしたら、大体息子の甲状腺は3センチぐらいなんですよ。子どもですからね、4歳半で。3センチの子どもに5ミリの結節、20ミリの嚢胞といったらほとんど甲状腺と同じぐらいの大きさじゃないですか。これは子どもでも同じ基準でいいものなんだろうかと。18歳の男性と4歳、3歳の男の子と同じ基準でいいのだろうか。甲状腺の大きさが10分の1だったら20ミリの嚢胞と言わず、2ミリの嚢胞でもだめなんじゃないかとか、そこら辺は議論したのかどうか。メタボがおなか周り85センチだけど、身長2メートルの人も身長150センチの人も85センチでいいのかというのと同じ議論ですけど、そこら辺は何かこう、どうなんですかね。どういった議論がこの間されて、その基準になったのかというのを聞かせていただければと思います。

健康推進課長

この判定基準は、国で指導してやっている福島県あるいは弘前市、甲府市ですか、あのやったときにもこの基準を採用しています。この辺はやはり学会の中で決まっていることなので、恐らくその年齢によって——ちょっと私もその辺は詳しくないんですが、年齢によって変わるということはないんじゃないかと思います。

宇津野史行委員

小さな甲状腺の15ミリの嚢胞があっても、何も問題ないということですかね。

健康推進課長

今、宇津野史行委員がおっしゃったように、A2だと結節5ミリ、嚢胞が20ミリということなので、福島県の調査でもこの基準でやっていると書いていますし、それに倣ってうちのほうでも医師に相談した上でこれでいいということでやっていますので、私どもとしては年齢によってこれが変わるとは聞いていません。多分学会で、医師会の学会ですか、ああいう学会で決まった基準で運用していると思います。

宇津野史行委員

はい、わかりました。

【質疑終結】

(3) 焼却灰対策会議からの報告

- ・クリーンセンター焼却灰の状況等について
- ・放射能対策の追加的経費について
- ・手賀沼終末処理場の下水道汚泥焼却灰の現状について

山口栄作副議長

次に(3) 焼却灰対策会議からの報告、クリーンセンター焼却灰の状況等について、放射能対策の追加的経費について、手賀沼終末処理場の下水道汚泥焼却灰の現状についてを議題といたします。

それぞれ説明をお願いいたします。

廃棄物対策課長

それでは、資料3になります。焼却灰対策会議から3件、御報告を順次させていただきます。

まず1点目、クリーンセンターの焼却灰の現状につきましては、関連しまして3点ほど御報告がございますので、順次御報告します。

まず1点目でございます。資料3の1ページ、下段に飛灰が記載してありますページです。クリーンセンターの焼却灰の状況ということで御報告させていただきます。

放射性物質の濃度測定結果でございます。主灰につきましては、6月3日に測定したもので、75.4ベクレル。飛灰につきましては、同じ日ですが、1,965ベクレルでございます。下段の表につきましては、過去の経緯の推移を表で示してございます。

それから、飛灰の保管状況でございますけども、これにつきましては平成26年6月末日現在での飛灰の保管量でございます。場内保管量1,104.28トン、フレコン数にして1,748袋、場外、51.97トン、85袋、合計で1,156.25トン、1,833袋でございます。保管量につきましては、26年1月末以降からは変更はございません。

また、最終処分場が設定いたしました自主基準を今現在、下回っておりますので、焼却灰、主灰・飛灰につきましては、最終処分場に搬出をしております。

次に、資料3ページでございます。2点目でございます。資料3ページから16ページになります。指定廃棄物に関連しまして、5月から7月にかけて3団体から照会等がございました。それにつきまして回答等をしておりますので、御報告いたします。

1件目につきましては、資料3ページ、4ページになります。これにつきましては、「指定廃棄物の最終処分場の確保等に関する緊急要望」に対する抗議並びに意見交換会の開催等に関する申し入れについてでございます。この申し入れ書につきましては、26年5月15日に関係5市によりまして、「指定廃棄物の最終処分場の確保に関する緊急要望」ということで、これは環境大臣宛てでございますけども、井上信治副大

臣に直接要望書を提出したことに對しまして、5月19日付け、千葉県放射性廃棄物を考える住民連絡会から関係5市長宛て、同様の文書で5市に対し申し入れ書が郵送されてございます。

この申し入れの主な内容につきましては、国に対する最終処分場の確保の要望をしたことに對しての抗議、それから、国の原子力政策や指定廃棄物の処理に関する見解を求める質問が7項目出されております。詳細については割愛をさせていただきます。

この申し入れの回答につきましては、資料5ページ、6ページによりまして、5市連名で回答をさせていただいております。回答の内容といたしましては、意見交換会の開催は控えさせていただくという点と、それから、5市に対する質問項目、これらの中で回答できる範囲での回答という内容で、6月27日付けで送付してございます。

それから、2件目でございます。これは資料7ページから10ページになります。

「手賀沼終末処理場内に搬入した指定廃棄物（ごみ焼却灰）の搬出についての確認および質問について」ということで、この質問書につきましては6月11日付け、広域近隣住民連合会から、手賀沼の指定廃棄物（焼却灰）一時保管施設からの撤去に係る搬出スケジュールの開示等についての質問が市長、議長宛てに、これは持参されました。また、柏市、流山市につきましても、同様に市長、議長宛て、質問書が持参されてございます。

この質問書の対応につきましては、回答期限が6月18日までということでしたけれども、6月議会の開催の関係等から7月1日に、資料11ページをもちまして回答させていただいております。回答につきましては、この回答時点で回答できる範囲での回答の内容としてでございます。併せて、議長からも回答文書を送付させていただいております。

次に、3件目でございます。資料の13ページ、14ページになります。これにつきましては、「千葉県手賀沼下水道終末処理場に保管されている指定廃棄物を持ち帰る際の今後の対応について」ということでの照会が、7月2日付け、我孫子市長から市長宛てに、手賀沼の指定廃棄物（焼却灰）の一時保管施設からの持ち帰りに関する判断、予算確保、スケジュール等の照会内容で照会がございました。この照会につきましても、柏市、流山市の市長宛てにも同様の照会が送付されております。この照会文書の対応につきましては、やはり回答期限が7月25日ということになっておりましたけれども、この資料15、16ページによりまして、7月23日付けで回答してございます。回答した時点で回答できる範囲で回答させていただいております。

次に、3点目につきましては、クリーンセンターから報告をさせていただきます。

クリーンセンター所長

それでは、引き続きまして、仮設保管倉庫の建設の進捗状況について御報告させていただきます。

この仮設保管倉庫につきましては、現状の保管方法から安全・安心に保管できるよ

う建設するもので、今年の4月に契約を締結しまして設計を行い、6月から着工しております。

工事の進捗状況ですが、資料17ページをご覧ください。配置図と工程表となっております。

まず、6月については、建設予定場所の保管飛灰を図面中央の工場南側と東側、斜線部分で囲ってあるところですが、この部分に移して工事場所のアスファルト及びU字溝の撤去を行い、7月には杭打ち、それから基礎部分の根切り、碎石及び基礎張りからの立ち上がりまでの配筋等、コンクリートの打設を行ったところです。

資料18ページの写真をご覧くださいと思います。

上の写真につきましては、着工前の状況です。下の写真は7月28日現在の写真で、基礎張り部分の配筋と型枠、それから一部コンクリートの打設を行ったところで、その状況を写した写真です。現在は立ち上がりまでのコンクリートの打設が終わり、型枠の取り外しと一部埋め戻しを行っている状況となっております。この後、8月中旬に鉄骨の搬入を予定しており、工程表の9月末の完成に向けて進めているところでございます。

廃棄物対策課長

次に、2件目の放射能対策の追加的経費について関係した2点を御報告させていただきます。

まず1点目でございますけれども、資料19ページから25ページになりますけれども、まず19ページでございます。この資料につきましては、去る8月4日午後2時から柏市におきまして千葉県及び関係5市担当部長会議の開催がございました。この会議におきましての資料でございます。その会議の中で協議された内容の概略を説明させていただきます。

会議の内容といたしましては、19ページにあります指定廃棄物最終処分場に係る各県の現状についてということで、千葉県のほうから各県の選定状況経過の説明がございました。千葉県につきましては、現在、候補地の選定作業中であるという旨での説明がございました。

次に、資料20ページでございます。資料20ページにつきましては、搬入3市における指定廃棄物の保管状況についてということで、搬入3市の担当部長のほうから保管状況をそれぞれ報告させていただきました。

次に、資料21ページでございます。これにつきましては、県によるごみ焼却灰の一時保管に係る今後の対応についてということで説明がございました。21ページでございますけれども、1として、県による一時保管を決定した経緯、それから2点目といたしまして、一時保管開始後の搬入3市の状況の変化ということの説明がありました。

それから、22ページでございますけれども、県のほうで一時保管期限への対応方針ということで示されたところでございます。

まず1点目といたしましては、手賀沼終末処理場での県による一時保管は平成26年度末で終了し、年度末までに一時保管場所からごみ焼却灰を搬出すること。2点目といたしましては、搬出先については国が進めている処分場を基本とし、早期確保を求めていくが、26年度末までの確保が困難な場合に備え、各市において一時保管を行う準備を進めておくことということが示されました。会議の中で、一時保管の期間延長ができないか、また準備はどの程度の範囲か、また一時保管の財政的な支援などの意見が出され、県としては一時保管期間の協定の遵守や国の最終処分場確保が26年度末までに決まらないことなどを想定しまして、3市が26年度末までに一時保管場所から持ち帰る準備を進めるよう要請がございましたので、各市ともこの方針を受けまして準備を進めていることを確認したところでございます。

なお、具体的な搬出スケジュール等につきましては、国の最終処分場の動向、さらに各市の準備状況などを見つつ、今後改めて県のほうで判断していくということの説明がございました。なお、参考といたしまして、当日の会議の報道記事を23ページから25ページに添付してございますので、参考にいただければと思います。

この方針を受けまして、本市といたしましても持ち帰りにつきましてははやむを得ないという考えを持ちまして、持ち帰りに対応できる必要な経費につきまして9月補正予算での措置を進めていきたいということで考えておりますので、御理解、御協力のほどをお願いいたします。

次に、2点目につきましては、クリーンセンターから報告をさせていただきます。

クリーンセンター所長

それでは、資料は27ページとなります。

現在、クリーンセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターから排出される焼却灰につきましては、焼却灰に含まれる放射性物質濃度の低減化対策として剪定枝等の別処分を進めていることから、最終処分場の受け入れ基準を下回り、埋め立て処分が可能となっているところです。焼却灰に含まれる放射性物質は水に溶けやすいとされていることから、最終処分場では浸出水から放射能が検出されないよう処分業者が対応し、管理を行っているところです。この対策の実施理由につきましては、本市の焼却灰は埋め立て処分の受け入れ基準は下回ってはいるものの、最終処分場に運び込まれる焼却灰の中で濃度レベルは他と比較しても依然として高い状況が続いていることから、最終処分業者より安定的な最終処分に向け、焼却灰からの放射性物質が溶出しないよう対策が求められております。

この対応としまして、調査、研究したところ、焼却灰のうち主灰については特に対策は必要ないものの、飛灰につきましては溶出率が6割から8割と高いことから、飛灰に対する溶出対策が必要との結論に至りました。飛灰の溶出防止対策につきましては、他の自治体での実施事例を参考にするとともに、本市においても溶出実験を行った結果、そのままの飛灰からは1リットル当たり700ベクレルの放射性セシウムが溶出されましたが、溶出防止剤を添加することにより溶出がなかったことを確認する

ことができました。

これらのことから、溶出防止対策につきましては、クリーンセンターにおきましては、飛灰を造粒固化する工程で溶出防止剤を添加し、和名ヶ谷クリーンセンターにおきましては、集塵機に入る手前の工程で溶出防止剤を添加して放射性物質を吸湿させた飛灰とすることにより、安定的な最終処分を継続するための対策を実施するものです。

なお、溶出防止対策事業を進める上で必要な経費につきましては、資料27の下の表のとおり、両クリーンセンターで使用する溶出防止剤の購入経費のほか、クリーンセンターにつきましては、溶出防止剤の添加に必要な設備の一部改修工事を9月補正予算で措置していただくことによって対策を進めていきたいと考えております。

本市としましては、最終処分を市外の処分業者に委ねており、安定的な最終処分が必要不可欠であることから、御理解と御協力をお願いするものです。

下水道整備課長

次に、(3)の3、手賀沼終末処理場の下水道汚泥焼却灰の現状について御報告させていただきます。

初めに、この焼却灰は、手賀沼流域下水道に関連する松戸市、流山市、柏市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、我孫子市の7市から排出された下水汚泥を千葉県が管理する手賀沼終末処理場で処理することにより発生した8,000ベクレルを超える汚泥焼却灰について千葉県が処理場敷地内で保管しているものでございます。保管の詳細につきましては、テント倉庫及び処理場建屋内にフレコンバッグに詰めて保管している状況でございます。

資料の29ページ、30ページの要望書につきましては、今年5月12日付けで我孫子市議会議長より、「手賀沼終末処理場における高濃度放射性物質を含んだ下水汚泥焼却灰の保管について」と題し、松戸市長及び松戸市議会議長宛てに保管強化の依頼がありました。依頼の内容につきましては、手賀沼終末処理場に一時保管されている指定廃棄物のうち、テント倉庫内の汚泥焼却灰800袋について、処理場建屋内の空きスペースに移設し、安全に保管されるよう、ともに千葉県に働きかけていただきたい旨の内容でございました。また、同時期において我孫子市の副市長が本市を含む関連6市の副市長を訪問し、同様な要望がなされたところでございます。

このような状況を踏まえ、去る7月10日、手賀沼流域下水道事業関連7市ほか、千葉県にも出席していただき、手賀沼流域下水道連絡協議会を開催いたしました。協議会に先立ち、手賀沼終末処理場に一時保管されている汚泥焼却灰の現場視察を行い、千葉県より現状の説明を受け、協議会でさらなる安全対策の措置について千葉県の見解を伺いました。協議会では一部の市より、空きスペースの移設や焼却灰の2段積み可否について質疑がありましたが、これに対して、千葉県より、空きスペースは点検作業のスペースとして必要であること、建屋の空間線量が現在のところやや高い数字であること、以上のことから作業場の確保、また作業員の安全を考慮し、建屋内の

空きスペースの移設は困難である旨の見解を示されました。今後におきましては、千葉県の見解や我孫子市の状況も踏まえ、再度協議会を開催し、安全対策について千葉県を含む関連7市で協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、本年2月の放射能対策会議で報告させていただきました。テント倉庫に保管する汚泥焼却灰の800袋の二重化と密閉処理の実施につきましては、本年4月より予定しておりましたが、フレコンバッグの納期が遅れていることから10月ごろになると聞いております。

【質 疑】

宇津野史行委員

まず、いただいた資料の1ページ、クリーンセンターの焼却灰の状況ということですが、26年6月末日現在の飛灰保管量、場内1,104.28トンと書いてあるんですが、場外は手賀沼に持って行って、今度は持ち帰ってこなければいけないほうですよ。この場外に関しては、当然8,000ベクレル以上だから、県というか国という基準に基づいて持っていったもの。1,104.28トン、これは今、場内にあるわけですがけれども、これのうち8,000ベクレルを超えるものというのは、例えば20ページの資料を見ると944トンと書いてあるので、ということは逆に言えば、1,104引く944で70トンぐらいが手賀沼にも持っていけないし、最終処分場にも持っていけないという量だというふうに考えてよろしいのかどうかということが1点です。

それから、このどっちにも持っていけないというものについても、今、クリーンセンターにつくっている保管施設の中に8,000ベクレル以上のものはもちろんですが、8,000ベクレル以下でも最終処分場に持っていけないものも一緒に保管するということになるのかなということ。そうすると、この保管施設をつくるに当たって、国からお金が出てくるのはどこまで出てくるのかなということをお聞かせいただきたいと思えます。

廃棄物対策課長

焼却灰の保管の内訳をまず申し上げさせていただきます。

今、宇津野史行委員が言われたとおり、私のほうで合計1,156トンございます。その内訳でございますけれども、指定廃棄物として8,000ベクレル以上につきましては合計で943.92トン、細かい数字で恐縮でございます。クリーンセンターの場内が872.17トン、それから手賀沼につきましては51.97トン。それから、和名ヶ谷クリーンセンターにございます。和名ヶ谷クリーンセンターのほうにつきましては19.78トン。これが指定廃棄物として各場内、和名ヶ谷クリーンセンター、手賀沼ということで分散して今、保管してございます。それから、指定廃棄物以外の8,000ベクレル以下のものがございますけれども、これにつきましてはクリーンセン

ターの場内に232.11トン保管してございます。ですからトータルとして、ここに先ほど報告させていただいたものにつきましては全て含んだものということで合計のものでございます。内訳は今お話ししたとおりでございます。

それから、保管の施設につきましては、基本的には指定廃棄物として、今、クリーンセンターに指定廃棄物とそれ以外のものも当然ありますけれども、指定廃棄物を保管する施設ということで建屋の大きさを計画してございます。手賀沼のほうのものにつきましては、当初、国の最終処分場ができればそちらへ搬入できるということがございましたので、今現在、クリーンセンター場内に保管をしてある指定廃棄物の保管をするというもので、建屋プラスチック、コンクリートボックスの中に保管をしているというものでございます。経費につきましては、当然、指定廃棄物の保管につきましては国の委託金ということで100%いただいております。ですから、建屋のものについては指定廃棄物を保管するというので、当然、経費につきましては国のほうで措置いただいているというところでございます。

宇津野史行委員

そうすると、要は指定廃棄物は944トンですよ。手賀沼に行っているのも当然、指定廃棄物で、それを持ち帰ってくるのも含めた建屋にするようには聞こえなかったんです、逆に言えば、今。どうも手賀沼から帰ってくる分は計算していない建屋を今つくっていると聞こえたんですけど、そうすると手賀沼から持ってくるのはどうするのかなということと、もう一つは、8,000ベクレル以下なんだけれども処分場に持っていけないで残っているのが二百三十何トンあるんですか。これらは手賀沼から持って帰ってくるものと、指定廃棄物以下だけれども最終処分場に持っていけないものというのは、どういう取り扱いに今後なっていくのかなというのが心配です。それはどうなんでしょうか。

廃棄物対策課長

すみません、先ほどの説明がちょっと理解しづらくて申しわけございませんでした。今、建屋をつくっているものにつきましては、手賀沼に保管してあるものを除いた形で検討してございます。ですから、その当時、昨年ですけれども、国の最終処分場が来年の3月までに基本的には国のほうで設置をいただくということで、そちらができれば当然のこととして手賀沼から直接そちらの最終処分場へ行くということで、持ち帰りというのは基本的にはないという前提で考えておりましたけれども、約1年たちまして、先ほど御説明したとおり、国の最終処分場がなかなか見通しが立たないというところで、最悪を想定した中でやはり持ち帰りの準備ということで県のほうで方針が示されましたので、持ち帰りということになるのかなということとと思いますけれども、持ち帰るとなれば当然クリーンセンターを今、私のほうでは候補地として考えております。それは当然、クリーンセンターのほうから手賀沼のほうへ排出してございますので、やむを得ず手賀沼からクリーンセンターのほうへ戻さざるを得ないのかなとい

うことで考えてございます。ですから、戻ってきた中で、当初は想定しておりませんが、これから建屋を立ち上げて、もう一回積み替えを現在——建物ができれば今までの積み方と違う積み方で行いますので、その中でできるだけ工夫をして、できるだけその中におさめられればということで考えています。もしその建屋がおさまりがつかないとすれば、今、写真でお示ししたとおり外にコンクリートボックスがございまして、ですから、コンクリートボックスへまた入れて、建屋場外へ置くことも考えられますので、状況に応じて対応していきたいというふうに考えてございます。

それともう一点、指定廃棄物以外のものについては、国の指針基準では8,000ベクレル以下につきましては最終処分場のほうで受け入れも可能だよということにはなっているんですけども、なかなか最終処分場では自主基準ですか、それを4,000ベクレルなり2,000ベクレルという数字を求められておりますので、なかなか受け入れていただけないというような現状があります。ただ、それにつきましても今いろいろと最終処分場のほうと、何とか受け入れをいただくような形で交渉を進めておりますけれども、いつごろというような具体的なスケジュール的にはまだ決まっていないと。

宇津野史行委員

今、それはどのような状態になっているんですか。

廃棄物対策課長

積み方は同じです。

宇津野史行委員

ですよね。見分けがつくようにはなっていると。

廃棄物対策課長

はい。ここに参考で写真を示したとおり、18ページの積み方、これは駐車場内、これは全て指定廃棄物ですけども、工場棟の周りのところと同じような状態で保管をしております。

宇津野史行委員

ちょっといまいち納得がいけない部分が1個あったので、それは再度確認させてください。手賀沼に行くものに関しては、指定廃棄物だから国の中間貯蔵施設ができればそこに持っていくよという話でしたよね。最終処分場じゃなくて中間貯蔵施設ですよ。最終処分場ですか。

廃棄物対策課長

最終処分場です。

宇津野史行委員

ああ、最終処分場ですか。まあ、最終処分場に持っていけば、そのままいけたよねと。ただ、このクリーンセンターに置いてあるのだから、できればそれは持っていった方法があったんですよね、指定廃棄物ですから。別に、手賀沼の五十何トンと、こっちの千何百トンと何もかわる必要なくて、かわらないものじゃないですか。何で手賀沼の五十何トンを除いた建屋をつくるのか意味がわからなかったなんていうことがわからなかったの。最終処分場ができちゃえば全部持って行く予定だったのに。戻ってくるとは思わなかったけど——だって、戻ってくると思わないということは、最終処分場ができると思っていたんですよね。ということはクリーンセンターのやつだって、最終処分場ができると思っていたら建屋なんか建てる必要ないじゃないですか。

廃棄物対策課長

いや、だから手賀沼に持ち込めなかったからです。

宇津野史行委員

手賀沼に持ち込めなかったけど、手賀沼のやつは帰ってくる想定ではなかったんですよ。期日までに最終処分場ができると思っていたわけですよ。ということは、期日までに最終処分場ができているんだとしたら、この青いやつだって全部最終処分場に期日までに持っていけるつもりだったんじゃないんですかね。何かそこら辺がよくわからないんですよね、一貫性がない気がしますけども。

廃棄物対策課長

先ほど申し上げたとおり、実際、昨年から今年にかけて国の最終処分場の動向もございます。それで、昨年の段階で、このままの保管方法では不安があるということいろいろ要望をいただいた経緯もございます。できるだけ安心・安全な形での保管方法、新聞等にも一時出ましたけど、この方法は野ざらし状態だというようなお話もいただきました。基本的にはガイドラインに沿った形での保管ですから問題はないんですけども、ただ、近隣市の保管方法はボックスカルバートで保管をしておったりとか、柏市はそういうような保管をしておったりとか、かなり強固なものでやられている状況もございます。それらのことを踏まえまして、基本的には最終処分場ができればその間まで頑張ればいいということもありましたけども、少しでも不安解消を含めて建屋を建てて保管したいということで要請も受けましたので、それで建屋の建設に至ったということで、国のほうとも当然協議をして、それについてのプラスアルファの保管方法、経費については国のほうでも見ていただけるということで進めたということもございます。

宇津野史行委員

つくる、つくらないはおかしいんじゃないかと、その話は全然していなくて。要は手賀沼の52トンの結果として受け入れざるを得なくなったというか、取って持って帰らざるを得なくなったというのであれば、何とかそれを除いた建屋をつくりますが、それを何とか詰め込みますという話じゃないですか。だけど、国に五十何トン分の補助金をもらうというのにはありなんじゃないかというふうに思っているわけなんです。今のところは五十何トン分の補助金はないですね。

廃棄物対策課長

今、宇津野史行委員が言われた、手賀沼から持ち帰ったときに建屋に入らなければ、追加的な経費で建屋の中に入らなきゃ建屋をまたつくるということじゃなくて、量的には80袋ぐらいです。袋、フレコンですね。ですから、今、写真でちょっとお示ししてあるとおり、コンクリートボックスが周りに囲っていると思います。この中にもフレコンバッグが一つ入って、それを保管してございます。だから、保管形態としては、今、建屋を建てると二形態になります。ですから、量的には手賀沼から持ち帰る場合についてはそれほど多い量ではございませんので、場合によっては建屋に入り切らなければ、何とか工夫してできれば入れたいと思いますけども、当初の設定についてはその点、考えておりません。ただ、積み方だとかそういうことで工夫の余地も若干あるかと思えます。ですから、その中でもし建屋に入り切らなければ、コンクリートボックスを追加に入れて建屋の外に保管をしていくということで、それについてもまた補助金等については国のほうへ要請、52トンについても保管委託を受けているわけですから、当然経費としては国のほうで措置していただくというふうには考えます。

宇津野史行委員

向こうから持って帰ってくるというための経費を含めてですね。国に出してもらわなきゃいけないなと思っているんですけど、もう一つ、最後に御説明をいただいた溶出防止対策、セシウムが飛灰から流れ出ないようにという話で、ゼオライトを使うという話がありました。これに関しては、要は2,000ベクレル以下の最終処分場に持っていける飛灰なんだけど、それをゼオライトを混ぜて溶出防止をするという話ですね。これはある意味、最終処分場のところからすれば、あつてしかるべき要求かなと思うんですけど、こちらとしても対応すべきだと思うんですけど。これなんかは費用というのは、今までの話でいくと東京電力に請求しますみたいな話ですけど、通常100ベクレル以下じゃないと本来は一般廃棄物としてだめだと言っていたものが、いきなり8,000ベクレルにばあっと上がっちゃったわけなんですけども、これは本来なら先ほどの飛灰の取り扱い、保管場所のお金を国が出すべきじゃないかという話がありましたけども、これだって東京電力に求めますというだけじゃなくて、国と話をしてゼオライト分を出してほしいという話は当然できることじゃないかなというふ

うに思っているんですね。これはどうなんですかね。

廃棄物対策課長

基本的に、国のほうは指定廃棄物というものの補助、調整というのは当然、国で行っていただきますが、それ以外につきましては、先ほど申し上げた8,000ベクレル以下の処理につきましては通常処理をしていいよということになりますので、今、経費の網の中には入っていないということでございますけども、これらの対策について当然国のほうとかと協議をして、できるだけ補助対象にさせていただければと協議はしたいと思っておりますけども、結果としてどうなるかというのはまだこの場では申し上げられないんですけども、当然国とも相談させていただくと。それでどうしてもだめであれば、最後は東京電力請求ということにはなろうと思っております。

宇津野史行委員

わかりました。ぜひ国と協議してください。よろしくお願いします。

二階堂剛委員

27ページの焼却灰の放射性セシウムの濃度の経緯という表がありますが、クリーンセンターと和名ヶ谷クリーンセンターがそれぞれあるんですけど、その月によってかなり上がったり下がったりしているのは、やっぱり相変わらず入っているごみ袋の中の落ち葉とか剪定枝、その量によって推移しているということなんですか。

廃棄物対策課長

27ページの下段、参考で濃度の各例月のものをお示しさせていただいております。今、二階堂剛委員が言われたように、数字のそれぞれのベクレル、和名ヶ谷クリーンセンター、クリーンセンターそれぞれベクレルの差はありますが、やっぱり季節的なもので左右するというのは、こういう事件・事故が起きてから、昨年あたりも比較するとどうしても春先、剪定枝が増えるとか、あとは掃除、一番いい例ですと市内一斉にクリーンデーをやるとか、そういったことになりますとどうしても土が入ってくるのかなということで、一時的に上がったりとか、これからまたこの季節、夏になりますと剪定枝等、草類もあまり量的には出ませんので、そうしますとまた下がってくる傾向、また秋口になるとまた上がってくるという傾向が大まかにございます。ですから、特にクリーンセンターのほうにつきましては今現在、剪定枝等は焼却しておりませんので、本来はそういう動きというのは基本的にないとは思っているんですけども、どうしても燃やせるごみの中に剪定枝とか、除草した草とか土とかそういうものがある程度混入してきて影響を与えているということだと思っております。

二階堂剛委員

さっきの話じゃないですけど、事故が起きてからもう4年になるのに、それから、

除染をかなりしているといえども、まだまだこういう剪定枝が入っちゃうと焼却灰、飛灰によってベクレルが上がるということは、そんなにまだきれいになっていないのかなということであつとびつくりしたんですけど。すみません、参考で。

原裕二委員

同じように、27ページのゼオライトの添加の件なんですけども、こちらはほかの自治体も同じような処理をしているところがあるというふうに書いてあるんですけど、どの程度の自治体がこういった処理をしているんでしょうか。

廃棄物対策課長

全国的というか影響があるところが何市ということ、何か所ということはちょっと私どもは詳細は把握してございませんけども、近隣の市でもやっているところもございます。ですから、全てのところがそういう対応をしているということではございません。焼却灰、飛灰の濃度が、先ほどもクリーンセンターの所長からお話ししておりますけども、各処分場はいろんなところの自治体から受け入れをしております。ただ、松戸市のものがやはり比較的、2,000ベクレル前後だとか、そういう数値が高目というか、その辺でなかなか安定していないというところがありますので、特に松戸市のほうの対策を検討していただきたい旨で要請を受けたところです。ですから、ほかのところは対策を打てなくても低いところも当然ありますので、打っているところと打っていないところはそれぞれありますけども、何か所やっているのかというのは、申しわけないんですけど、省かせてもらいます。

原裕二委員

わかりました。それと、27ページの対応のところ、事前に実験をしたと、これは溶出実験になるんですかね、通常の飛灰から1リットル当たり約700ベクレルの放射性セシウムが溶出されましたがということなんですけど、これは具体的にどのような実験をされたんですか。

クリーンセンター所長

飛灰の測定で放射能の測定をする場合、サンプルをとってそのままはかるんですが、今回のものは水に溶けやすいということで、水を入れてその飛灰を一定時間かき回した後、溶出するわけなんですけど、その量をはかって1リットル当たりで700ベクレルの溶出が確認できたと。それに併せて、同じ飛灰で今度はそういったものにゼオライトを加えてまた同じようにかき回して、それでまた放射能の濃度をはかったところ、それが溶出したものが未検出という形で確認がとれたということでございます。

原裕二委員

わかりました。その1リットル当たり約700ベクレルの放射性セシウムが溶出さ

れたということは、恐らく想像ですけれど、もとがある飛灰、要はその量がどのくらいだったのかにもよるのではないかと思っていますのですけれども、今の対応だと大体2,000ベクレルが排出されていますので、この2,000ベクレル程度のものを実験したら1リットル当たり約700ベクレルと、こういうことですか。

クリーンセンター所長

そうです。

原裕二委員

そうすると今回、国の補助金によって建屋を建てて、飛灰の保管をしっかりといてこうというお話をさっきお伺いしたんですけれども、数的にどうしても外に出さなきゃいけないというものが出てくるということで、先ほどの話からだと多分4,000ベクレルから8,000ベクレルの最終処分場にも国の保管所にも送れないもの、それと手賀沼から戻ってくる分、このあたりがその場内保管ができないのではないかなというふうに先ほど聞いて想像をしたんですけれども。その分についてはこの2,000ベクレルよりも高い、当たり前ですけど倍以上高いので、もし実験すれば溶け出すのが700ベクレル程度じゃなくて、多分その倍以上とかする危険性があるわけなので、要は溶出する危険性があるからこれから出る2,000ベクレル程度の焼却灰を、このゼオライトを添加して溶けにくくしますよという対応をするのであれば、心配になるのは逆に言うと場外保管する分、これはもうベクレル数が圧倒的に高いわけですので、これだけ溶出するということが実験でわかってしまった以上、何らかのこの水に対する対策を少し今までよりも考えたほうがいいんじゃないかと思うんですけれど、そのあたりはどうなんでしょうか。

廃棄物対策課長

いろいろ話が混同しているのかなと思うんですけれども、溶出防止対策をしていくというものにつきましては、今、最終処分場に受け入れていただいているほうのものをやるということで、当然、最終処分場のほうもそれぞれいろんなやり方がございますけれども、ゼオライトを使って溶出対策、焼却灰を最終処分場に埋めた後に当然雨が降ると。そうすると浸透して漏れ出すと。その対策を最終処分場もやっていただいております。当然、土をかぶせたりとかゼオライトをつくったりだとかそういう対策もして、最終的に最終処分場の浸出水から放射性物質が出ないような対策というのはやっております。ただ、それはそれぞれ各処分場でやっていただいておりますけれども、搬出者としてのものとして、もう一つの手をプラスチックをするというのが今、溶出対策を打つというのはそれでございます。それで、あと、今保管してあるものの溶出対策ということは、当然最終処分場へまだ持って行っていませんので、今保管してあるものにつきましては溶出防止ということは、雨が直接降りかかっているわけではないので溶出することはないと。

原裕二委員

建屋に入れなくても要は大丈夫だと。

廃棄物対策課長

当然今、同じようにフレコンバッグに入れて、さらに水が入らないように、ブルーシートの形になりますけども、ブルーシートで雨が混入しないように対策を打って保管をしていますので、直接今保管してある焼却灰に雨が浸透して漏れ出すということはありませんので。

原裕二委員

あり得ない。

廃棄物対策課長

ないように対策していますので。ですから、原裕二委員が言われるその溶出防止、浸出水の対策ということは特段、それとはまたちょっと違うということです。

原裕二委員

そこは理解しています。違うのはよくわかりました。いずれにしろ、その建屋ができて、大部分がその建屋の中に入りますよね。そのまた外に同じような形でブルーシートで外に出していくと、非常に住民から見ると目立つ存在じゃないかと思しますので、今言ったような心配をちょっとしてしまったんですけども、今、水が浸透することはないということを聞きましたので少し安心しましたので、もし説明を求められれば、そういった形で自信を持って答えていただけたらなと思います。

【質疑終結】

(4) その他

山口栄作副議長

次に、(4) その他についてを議題とします。
執行部から何かありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 散会 宣告
午後2時28分